

指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第33号

指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>(健康診断)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援 <u>（条例第5条に規定する指定児童発達支援をいう。以下同じ。）</u>）の事業を行う者に限る。以下同じ。）は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合にお</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 [略]</p> <p><u>（障害福祉サービス経験者の要件）</u></p> <p>第1条の2 条例第6条第1項第1号の規則で定める者は、<u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定により大学に入学することのできる者（同法の規定による高等学校又は中等教育学校を卒業した者を除く。）又は同条第2項の規定により大学に入学した者とする。</u></p> <p><u>（指定児童発達支援の取扱方針）</u></p> <p>第1条の3 条例第27条第4項第2号の規則で定める事項は、<u>次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>（1） 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況</u></p> <p><u>（2） 指定児童発達支援（条例第5条に規定する指定児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業の用に供する設備、備品等の状況</u></p> <p><u>（3） 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況</u></p> <p><u>（4） 指定児童発達支援を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況</u></p> <p><u>（5） 緊急時等における対応の方法及び非常災害対策</u></p> <p><u>（6） 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況</u></p> <p>(健康診断)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。以下同じ。）は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者は、</p>

いて、条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

[略]

(記録の整備)

第5条 [略]

それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

[略]

(記録の整備)

第5条 [略]

(共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準)

第5条の2 条例第55条の2第2号の規則で定める基準は、共生型児童発達支援(同条に規定する共生型児童発達支援をいう。以下同じ。))を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42条に規定する障害児入所施設をいう。以下同じ。))その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていることとする。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第5条の3 条例第55条の3第2号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

(1) 指定通所介護事業所等(条例第55条の3第1号に規定する指定通所介護事業所等をいう。以下同じ。))の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年岩手県条例第74号)第102条第1項又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第22条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。))の面積を、指定通所介護等(条例第55条の11に規定する指定通所介護等をいう。以下同じ。))の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第5条の4 条例第55条の4第2号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等(条例第55条の4第1号に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所等をいう。以下同じ。))又は指定介護予防小規模多機能型居

宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）が提供する指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（条例第55条の12に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービス又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスの利用者の数と共生型通いサービス（共生型生活介護（指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第81号）第95条の2に規定する共生型生活介護をいう。）、共生型自立訓練（機能訓練）（同条例第149条の2に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（同条例第159条の2に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス（条例第72条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を条例第55条の4第1号に規定する登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。

）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）にあっては12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号若しくは第175条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第48条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、省令に規定する基準を満たしていること。

(4) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第5条の5 第2条から第5条までの規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

(準用)

第6条 第2条、第4条及び第5条の規定は、条例第55条の2に規定する基準該当児童発達支援の事業について準用する。

(指定生活介護事業所に関する特例)

第7条 条例第55条の6第2号の規則で定める要件は、同条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条に規定する障害児入所施設をいう。以下同じ。）その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていることとする。

(指定通所介護事業所等に関する特例)

第8条 条例第55条の7第2号の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第55条の7の規定により基準該当児童発達支援事業所とみなされる指定通所介護事業所等（同条に規定する指定通所介護事業所等をいう。）の食堂及び機能訓練室（

第6条 第2条、第4条及び第5条の規定は、条例第55条の6に規定する基準該当児童発達支援の事業について準用する。

(指定生活介護事業所に関する特例)

第7条 条例第55条の10第2号の規則で定める要件は、同条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていることとする。

(指定通所介護事業所等に関する特例)

第8条 条例第55条の11第2号の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第55条の11の規定により基準該当児童発達支援事業所とみなされる指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護等の利用者の数と同条の規定に

指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第74号）第102条第1項又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下この条及び次条において「指定地域密着型サービス基準」という。）第22条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。）の面積を指定通所介護等（条例第55条の7に規定する指定通所介護等をいう。以下この条において同じ。）の利用者の数と同条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 条例第55条の7の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第8条の2 条例第55条の8第2号の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第81号）第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、同条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは同条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは条例第72条の4において準用する条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を条例第55条の8第1号に規定する登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ同表の右欄に掲げる数、指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人）までの範囲内とすること。

[略]

(2) [略]

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数

より基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 条例第55条の11の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第8条の2 条例第55条の12第2号の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、同条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは同条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は条例第55条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは条例第72条の6において準用する条例第55条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を条例第55条の12第1号に規定する登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ同表の右欄に掲げる数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人）までの範囲内とすること。

[略]

(2) [略]

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数

が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する
通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者数並びに
指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する
基準等を定める条例第97条の規定により基準該当生活介護
とみなされる通いサービス、同条例第150条の2の規定
により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサ
ービス若しくは同条例第160条の2の規定により基準該当
自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は条例
第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされ
る通いサービス若しくは条例第72条の4において準用する
条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービ
スとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の
数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サ
ービス基準第63条又は第171条に規定する基準を満たしてい
ること。

- (4) 条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援と
みなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサ
ービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設
から必要な技術的支援を受けていること。

(障害福祉サービス経験者の要件)

第11条の2 条例第67条第1項第1号の規則で定める者は、学
校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定により
大学に入学することのできる者（同法の規定による高等学校
又は中等教育学校を卒業した者を除く。）又は同条第2項の
規定により大学に入学した者とする。

(情報の提供)

第11条の3 条例第71条の2第3項第2号の規則で定める事項
は、次に掲げる事項とする。

- (1) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状
況
- (2) 指定放課後等デイサービス（条例第66条に規定する指
定放課後等デイサービスをいう。以下この条及び次条にお
いて同じ。）の事業の用に供する設備、備品等の状況
- (3) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- (4) 指定放課後等デイサービスを利用する障害児及びその
保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実
施状況
- (5) 緊急時等における対応の方法及び非常災害対策
- (6) 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を
図るための措置の実施状況

(準用)

が、省令に規定する基準を満たしていること。

- (4) 条例第55条の12の規定により基準該当児童発達支援と
みなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサ
ービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設
から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第12条 第2条、第4条及び第5条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第2条中「第28条第8項」とあるのは「第72条において準用する条例第28条第8項」と、「児童発達支援計画（条例第28条第1項に規定する児童発達支援計画）」とあるのは「放課後等デイサービス計画（条例第72条において準用する条例第28条第1項に規定する放課後等デイサービス計画）」と読み替えるものとする。

第13条 第2条、第4条、第5条、第7条から第8条の2及び第11条の3の規定は、条例第72条の2に規定する基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

（事業の運営についての重要事項）

第14条 条例第79条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(3) [略]

(4) 条例第73条に規定する指定保育所等訪問支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額

(5) 条例第78条第3項に規定する通常の事業の実施地域

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(準用)

第12条 第1条の3、第2条、第4条及び第5条の規定は、条例第66条に規定する指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第2条中「第28条第8項」とあるのは「第72条において準用する条例第28条第8項」と、「児童発達支援計画（条例第28条第1項に規定する児童発達支援計画）」とあるのは「放課後等デイサービス計画（条例第72条において準用する条例第28条第1項に規定する放課後等デイサービス計画）」と読み替えるものとする。

第13条 第1条の3、第2条、第4条及び第5条の規定は、共生型放課後等デイサービスの事業について準用する。

第14条 第1条の3、第2条、第4条、第5条、第7条から第8条の2まで及び第11条の3の規定は、条例第72条の3に規定する基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

（事業の運営についての重要事項）

第15条 条例第72条の13の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(3) [略]

(4) 利用定員

(5) 指定児童発達支援（条例第72条の7に規定する指定児童発達支援をいう。以下同じ。）の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額

(6) 条例第72条の12第3項に規定する通常の事業の実施地域

(7) [略]

(8) [略]

(9) 非常災害対策

(10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類

(11) [略]

(12) [略]

(準用)

第16条 第2条及び第5条の規定は、条例第72条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第2条中「第28条第8項」とあるのは「第72条の14において準用する条例第28条第8項」と、「児童発達支援計画（条例第28条第1項に規定する児童発達支援計画）」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画（条例第72条の14において準用する条例第28条第1項に規定する居宅訪問型児童発達支援計画）」と読み替えるものとする。

第15条 [略]

第17条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。